

競争入札参加資格審査調書

1 件名

熊本市下水道管路施設(中央区・東区)における包括的管理業務委託(第 26-901 号)
(水の官民連携レベル 3.5)

2 競争入札参加資格要件

次の(1)から(19)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。なお、当共同企業体の構成員はすべて公告された資格要件を満たしていること並びにこの競争入札参加資格審査調書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に(1)から(19)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成 20 年告示第 731 号)第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者若しくは熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登録されている者又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 10 条に規定する有資格業者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成 18 年告示第 105 号)第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成 21 年告示第 199 号)又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であつて契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるものでないこと。

- (9) 熊本市公契約条例（令和 7 年条例第 5 4 号）第 8 条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (11) 本件競争入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中会社」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、一方が更生会社又は再生手続中会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正性を阻害すると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

- a 組合とその組合員の関係
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

- (12) 本委託に係る発注者支援業務の受託者（株式会社日水コン）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本面

当該企業の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

- (13) 本件競争入札に統括企業として参加しようとする者は、(1)から(12)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、統括的管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように統括企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていること。

ア 競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

- (イ) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者
- (ロ) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木設計業務において競争入札参加資格を有する者

- (ウ) 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者
- イ 統括的管理業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。
 - (ア) 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者（以下「技術士（下水道）」という。）
 - (イ) 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の登録（専門技術部門を「下水道」とするものに限る。）を受けている者
 - (ウ) 土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者
 - (エ) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者
- (14) 本件競争入札に維持修繕企業として参加しようとする者は、(1)から(12)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当すること。なお、日常的維持修繕業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように維持修繕企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていること。
 - ア 競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者
 - (イ) 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者
 - イ 土木一式工事に係る建設業法第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
 - ウ 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。
 - エ 過去10年間（平成28年4月1日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいい、以下「地方公共団体等」という。）が発注した下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する下水道管路施設のTVカメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和8年3月31日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。
 - オ 日常的維持修繕業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるそれぞれの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。
 - (ア) 土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者

(イ) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者

(15) 本件競争入札に設置改修企業として参加しようとする者は、(1)から(12)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、日常的設置改修工事業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように設置改修企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていること。

ア 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ 土木一式工事に係る建設業法第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者であり、令和8年度の競争入札の参加者の格付け基準とした建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の12（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、土木一式工事の総合評価値が600点（Bランク）以上あり、入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者

エ 日常的設置改修工事業務に配置できる土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(16) 本件競争入札に調査企業として参加しようとする者は、(1)から(12)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的調査設計業務のうち調査業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように調査企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていること。

ア 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

イ 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。

ウ 過去10年間（平成28年4月1日以降。以下同じ。）において、地方公共団体等が発注した下水道法に規定する下水道管路施設のTVカメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和8年3月31日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。

エ 計画的調査設計業務のうち調査業務に配置できる技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者。ただし、当該

技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

- (17) 本件競争入札に設計企業として参加しようとする者は、(1)から(12)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的調査設計業務のうち設計業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように設計企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていること。

ア 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木設計業務において競争入札参加資格を有する者

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく建設コンサルタント（登録部門が「下水道部門」に限る。）の登録を受けていること。

ウ 過去 10 年間に於いて、地方公共団体等が発注した下水道法に規定する下水道管渠施設における長寿命化計画策定又はストックマネジメント計画策定業務並びに下水道管渠施設における改築（布設替え及び管更生）の詳細設計業務を元請として履行した実績があること。

エ 計画的調査設計業務のうち設計業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

(ア) 技術士（下水道）

(イ) 日本下水道事業団法施行令（昭和 47 年政令第 286 号）による第一種技術検定に合格し、3 年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を 6 月以上有するものに限る。）

(ウ) 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティング マネージャ（RCCM）の登録（専門技術部門を「下水道」とするものに限る。）を受けている者

オ 計画的調査設計業務のうち測量業務に従事する技術者については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量士として登録を受けている者（エの技術者と同じ者でも可）を配置できること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

- (18) 本件競争入札に建設企業として参加しようとする者は、(1)から(12)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的更新工事業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように建設企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていること。

ア 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ 土木一式工事に係る建設業法第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ 令和8年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、土木一式工事の総合評定値が779点（Aランク）以上あり、入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者

エ 計画的更新工事業務に配置できる土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者の他、以下のいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(ア) 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）

(イ) 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

(ウ) 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）

(19) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)及び(8)から(12)の要件を満たす者であること。

【事業協同組合として入札に参加する場合のみ記入】

業務を担当する組合員名 ※業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員を記載しても良いこととする。この場合には、うち1組合員でも（19）に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。	
---	--

令和 年（20 年） 月 日

申請者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

【連絡担当部署】

部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メール	